

近世節用集の類板

— その形態と紛議結果 —

佐藤 貴裕

キーワード・節用集 早引節用集 版權

はじめに

少なくとも近世中期以降の板本には、その板木の所有者に板株（版權）が認められるのが普通だった。節用集も例外ではなく、むしろ板株をめぐってしばしば紛議をかもしたほどである。他の書を含む板株一般の要点は、早く時田稻城『京阪書籍商史』（高尾書店 一九二八。一九六八復刻）が紹介するところだが、ことに「節用集類と大阪本屋仲間」の一章を設けることは、出版史の問題としても小さくないことを象徴しているよう。とりわけ、早引節用集に関しては、次のように言うほどである。

大阪書肆刊行の節用集中、新に板株として認められ、最も

多く世に流布し、従つて類板重板の紛議を多く醸したものは柏原屋与左衛門、本屋伊兵衛相同板の「早引節用集」である。同書は『文字見出之節仮名之数に而引き』文字を豎に並列したもので、この新檢索法に依つて板株が承認された。

したがって、当時の出版事情と節用集との関係をみようとするとき、早引節用集に焦点をあてることは豊富な事例が期待される点で有利である。また、早引節用集の板元は大坂にあったが、三都の本屋仲間の記録のうち、もっとも充実した形で現存するのも大坂のものである。つまり、早引節用集の紛議は、件数だけでなく、質・内容についても他に比べて密度の濃い観察ができるのである。早引節用集の類板事例だけをみる本稿が「早引節用集の類板」と題せぬ所以でもある。

板株の侵害には、名称上、重板・類板・差構の三類がある。こ

れらは、それぞれ無断複製・主要部の模倣・部分的な模倣を意味するのだが、相互の境界は必ずしも明確でなかった。比較的判断のしやすい重板の場合すら、関係者の見解が異なることがあったのである。

行司内かつを屋六兵衛・吉文し屋市左衛門兩人御役所へ罷出候所、右甲州朝比奈菰右衛門名前之早引ハ所々違候、尤奥書名前も違候故、重板与申までも無之哉、行司共如何之存寄ニて、奥印致候哉之御尋ニ御座候、此義口上ヲ以重板に相違無之趣具ニ申上候 『大坂本屋仲間記録』出勤帳二四番

したがって、類板や差構の場合、定義が曖昧であったことは容易に想像される。蒔田は類板について「恐らく当時の書肆或ひは紛議審判者たる行司自身すら、その定義または範囲を明確に表示することは至難であつたに違ひない。(略)実際問題としての解釈は区々たらざるを得なかつた」という。このような曖昧さに乗じて、営業不振や先行き不安をひきおこしそうな書物を処分するという事態も想定される。「微塵にても疑はしきものに對して強いて異を立て、類板呼はりをな」すの類である。

近世の節用集をめぐる出版界の諸事情をみようとすると、以上のような問題をもつ類板を糸口とすることが考えられる。そのような出发点から、本稿では、類板の程度と紛議の結果とを比較

の訴状からひいてみる。

一私共所持仕候早引節用集ニ限り、通例之節用集与者事替り、文字見出候節、仮名之數ニ而引キ、文字を求メ候書ニ而御座候御事

一此度、五兵衛方ニ出来仕候偶奇仮名引節用集茂、仮名之數ニ而引キ、文字を求メ候書ニ御座候御事

一右ニ奉申上候通、仮名之數ニ而文字ヲ引キ候節用集者、私共所持之早引節用集限り御座候得者、全重板同様之類板ニて御座候、依之五兵衛儀、京都本屋仲間内錢屋長兵衛与申者与申合、於京都板行奉願上、彫刻之後錢屋長兵衛所持之分之板木茂、五兵衛江買受置、其後御当地ニて売弘メ候様仕候段工ミ候致方ニ而、甚不得其意候事共ニ而

(偶奇仮名引節用集御公訴一件仮記録(以下、仮記録))
ここでは、早引節用集の板株が仮名数引の新案によって得られたもので、引様の類似を中心に述べている。また、後述のように類板のあとが明白なためか、述べ方も具体的である。類似が顕著でないときには「早引節用同意之類板」などとして詳述しないことがあるからである。また、京都の錢屋から京都本屋仲間を通じて板行願いを出させ、その後に播磨屋で板木を買取ったことにも、よい印象を持っていない。播磨屋在住の大坂で板行手続

対照することで、節用集と出版界との関係の一端を明らかにしようと思う。特に、類板の程度が重いながら紛議結果が軽かったものと、その逆の関係にあるものについて対比的に記すこととした。

一 『万倍長半仮名引節用集』類板紛議

まず、『万倍長半仮名引節用集』(文化元(一八〇四)年版。以下「長半仮名引」)をとりあげる。これは、類板の程度は重いが、紛議結果は軽くすんだものの好例と思われる。

田宮仲宣(橘庵)が編んだ本書には、種々の工夫がほどこされていた。書名のように収載語を偶数奇数の別で掲出するほか、各語の左下に門別を示したり、各語の音訓を右左の圈点で示したり(音訓混用語は字こと。なお影印も参照)、新在家文字・本朝制作文字を明記するなどである。開板者は、国会図書館亀田文庫蔵本によれば、須原茂兵衛(江戸)・播磨屋五兵衛(大坂)・錢屋長兵衛(京都)である。

このような工夫が盛り込まれていても、何事か既存の節用集の板株に抵触していれば、類板と指定されるのは免れない。本書の場合、それはどのような点であったのか。また、類板の程度はどのようなであったのか。一旦は出訴した一件なので、文化元年九月

きをする場合、まず他の板株に抵触しないかどうかを確認するため、大坂本屋仲間内に内容見本の写本を回覧することになる。その段階で早引節用集の板元の目にとまれば、クレームがつけられ、開板できなかったはずである。類板書『世間早引大節用集』を開行した藤屋宗兵衛に對し、仲間行司が類板の事実を認めるように迫った際、「全体名高キ早引類之事者、其方も乍心得取扱候故、不正之板木ニ間違無之」(出勤帳六〇番)という言い回しを用いたのは安政六(一八五九)年のことだったが、早引節用集の流布や書肆の反応を勘案すれば、文化のころでも似たような状況があったものと想像される。つまり、早引節用集の板株がどのだれにあり、類似書の類末がどうなるか、そして結果はどうあれ開板にこぎつけるための使法についても、播磨屋ならずとも周知のことだったであろう。結局、京都での出願が、開板不可能という事態を回避するためのことと取られても致し方なく、実際それを目的とした「工ミ」だった可能性は十分に考えられるのである。

引用部分からは『長半仮名引』の引様と早引節用集の引様とが同一のように見えるので、影印をもとに補足し、また、類板の程度を確認したい。本文各面の上段に仮名数偶数語が配され、下段に奇数語が配される。が、さらに上段・下段それぞれを三段に分ち、仮名数ごとに語を配している。ここまですれば、仮名数引

を取得する必要があったためである。二〇日の寄合において早引節用集の板元は別寄合（臨時の寄合）を要請した。二五日の別寄合では、『長半仮名引』の類板につき、評議を求めた。即日、処分が決まるまで売買しないよう（売留）、京都・江戸の本屋仲間への書状が書かれる。七月二九日、八月三・五・一〇・二二・二四日の寄合で、当事者間の対談や仲介者の調停も不首尾だったことが報告される。九月二日の寄合で早引節用集側は訴状を用意し、仲間行司に奥印を求めた。一三・二〇日の寄合も同様である。二二日の寄合で、最後の調停も決裂したことが報告され、行司二名が訴状に奥印する。二三日、大坂町奉行所に出訴するが、担当与力は、仲間内で処分を徹底すべきこと、「京都御免之板行」ゆえ京都に願ひ出るべしとの判断をほめかし、とりあげなかった。これより紛議は京都へ舞台をうつす。同日、京都本屋仲間あてに書状が書かれる。『長半仮名引』の開板願ひを通した事情を問うためであった。二五日、京都からの返事を検討したところ、『長半仮名引』を開板しうる正当な板元をもっていないと判断された。結局、河内屋喜兵衛ら行司三名が上京し、京都行事と話しあうことになる。翌二六日出立、二七日着。一〇月一日、種々話しあうが、京都方は差構とみており、類板とみる大坂方と見解が一致しない。二・八・九日も同様である。一〇日、煮え切らない

避けがたいにもかかわらず、「とふも和談出来不申候故、一先御役所へ双方共差出し可申候、其上ニ而双方行司取扱之義談合致異候」という。このような状況での大坂行司の示談交渉は、客観的な断定はできないが、粘りづよいとの印象をいだかせる。また、京都方が公場での裁きをしつゝの印象を示している以上、大坂方の努力なくしては、この示談は成立しなかつただろうと思われるのである。

そこまでして示談をすすめるのはそれなりの背景や理由があるはずである。その点について少し推測を重ねてみたい。公訴すれば「京都ハ差構与被申立候、大坂ハ急度類板与見定候、左候得者御役所ニ而ハ勝敗負歟一二之外無之候」と、最悪の場合、絶板にまでおよび、誰も再板できなくなる可能性がある。したがって、早引節用集の側としても示談にした方が、類板書を再板することで利益もみこめ、新規の工夫を入手できる点でも有利である。ただし、これには、『長半仮名引』が利益を生む存在であることが前提となる。文化元年の相合板のほかに文政三（一八二〇）年に再板されただけらしく、この可能性は少ないとみるべきかもしれない。このほかに、京都の仲間に対する配慮があったことも考えられる。「仮記録」には「元来右掛合之義は、京都江深切ヲ存候故、先日已来数日滞留致、当地御取斗ヲ相考候処」（一〇月一〇

京都行事（小川多左衛門）に、「河喜人ニ立服之体」で「先例申立」てたり出訴した場合の態度を述べたりし、「数引之一条者右凡例ニコソ留り候成」と「大ニツメカケ申入候ニ、小川氏もコロリトヨワラレ、成程類板ニ違無之様漸々承知」したのであった。一日、京都方からすべてまかせて示談にするとの返事がある。一二日、大坂方、錢屋・播磨屋へ「板行一代限四通差置」くとの条件をしめす。これは四割の利権を板本が磨減するまでは認めるとの意であろう。これは譲歩したのもので、大坂行司が早引節用集の板元に「京地行事へ義利合之義」など「何角利害申入」れたものだった。一三・一四・一六日、掛けあいの詰めと証文の整備などあったが、一七日、京都行事より部割を五分としたいなどの要求があり、「破談」の様相を呈した。一八日、前の条件で示談が成立し、調印がなされる。開板願ひが通された京都での收拾がはかられたので、この件は実質的に收拾をむかえたのである。

右に長々と紛議の経過をみたが、これは大坂方の対応のありようを示す意味もあつてのことである。日付がとぶもののうち、一〇月三日は「休日」としたが、九月一八・二九日、一〇月四・七日の六日は京都行事の都合で実質的な話しあいができなかった。また、話しあっても類板を認めようとししない。公訴すれば絶板も

日」という京都行司への一節や、「京地行事へ義利合之義」（同一日）といった文言がみえることから、長年の往来や今後への配慮から京都本屋仲間の判断を尊重しようとする意向があつたことが知られる。公の手をわずらわせない示談であるからには、当事者間の商業的・社会的な関係のありようが話し合いに影響することとは十分に考えられる。本件の場合も、そのような関係性が示談成立に寄与した可能性は十分にあると考えられるのである。

二 『早字二重鑑』類板紛議

次に、類板の事実が認めにくいのに重料を課せられた例として、『早字二重鑑』をとりあげる。本書をめぐる類板紛議の大筋については、以前触れたので、要点だけを記す。本書は、宝暦一二（一七六二）年に江戸の前川六左衛門から開板されたイロハ二重鑑の節用集である。内容の上では、漢字一字語を収載することが多く、字音で引かせるものも少なくない。また、別訓を多く掲げることなどは、和玉篇・伊（以）呂波韻の二類を思わせる。あるいは、編集時の資料として、それらとの交渉があつたのかもしれない。このように、『早字二重鑑』は、引様も内容も早引節用集との関係がみとめにくいのだが、宝暦一二（一七六二）年に早引節用

集の板元から類板書として出訴され、翌年、江戸寺社奉行所から絶板とされたのである。

早引節用集と関係のうすい『早字二重鑑』を、なぜ早引節用集の板元は類板と見、絶板にまでおいこんだのだろうか。いま、にわかには結論的なことはいえないが、可能性のある推測をおこなうことで、所期の目的を果たしたい。

まず考えられるのは権益の確保であろう。あたりまえのことではあるが、当時、早引節用集の板元にとっては、相当地に危機感をもたざるをえない状況だったと推測される。それは、イロハ二重鑑の節用集が相次いで計画・開板されたからである。この引様は、早引節用集の引様をこえるものであり、近代国語辞書の五十音引きもその発展型といえるから、先見性はあきらかである。また、表立ってはいないが、当時から根強い支持があったことは本誌前号でみた通りである。そのようなイロハ二重鑑の節用集が、宝暦七年、大坂の吉文字屋市兵衛によって『国字節用集』として計画される。五年後、江戸で『早字二重鑑』が、京都で『安見節用集』が開板されることになる。いわば、三方から早引節用集に対抗する火の手があがったのである。これをのりきるには、イロハ二重鑑を早引節用集の類板とすることができれば解決は早

発行したのが前川六左衛門である。家号は崇文堂、江戸日本橋南三丁目（のち南鞘町・新右衛門町などにも移ったことがある）に店を構えていた。〈中略〉六左衛門は寛延二年（一七四九）十二月には漢鄭氏撰『詩經古注』（全一〇冊）を竹川藤兵衛・浅倉久兵衛・山城屋茂左衛門・藤木久市らと相板で出しており、この書も『楚辞王逸註』と同様、京都仲間から類板書として売買を拒否されている。さらに宝暦八年（一七五八）には井上通照校訂の『易古注』（全五冊）を須原屋茂兵衛と相板で売出し、これまた京都仲間が売買を拒否した。いふなれば前川六左衛門は、上方書商に対する最も反逆的な書商であった。

このように前川六左衛門が類板常習者だったことが知られる。そして彼が属する江戸本屋仲間の南組も類板を認める方針をもっていたことも知られている。この方針は、江戸本屋仲間の他の組や上方の本屋仲間と対立するものなので、種々の軋轢があった。そのもっとも顕著なものが、「寛延期抗争」である。南組は江戸地元の書肆が中心だったが、他の通町組・中通組は上方書肆の出店が中心であった。その本店には先発の利として板株の蓄積があり、再板によって経営もなりたっていたが、南組の書肆は後発のため、そのような利権にとばしかった。そこで南組は、寛延三

い。『国字節用集』の場合は直接には手を下さなかった。開板の手続きとして大坂本屋仲間一同に写本が回覧された段階で、早引節用集の板元・柏原屋与市が京都の木村市郎兵衛にその旨をつげた。木村の蔵板書に『新增節用無量蔵』があり、これはイロハ・意義分類の従来型の節用集だが、言語門に再度イロハ分けを施すものだったからである。結局、類板・差構の疑いがあるものとして木村からクレームがつき、開板は実現されなかった。『安見節用集』の場合は、「京都御奉行所へ右御訴詔奉申上候所、未疾と御吟味不相済候」（差定帳二番）と差し戻され、結局は示談が成立することになる。そして、『早字二重鑑』では、公訴が成功し、絶板という決定的な処分をかけたのである。このように、一連の類板指定の一環として『早字二重鑑』の一件は位置づけられる側面がある。

ただ、『早字二重鑑』のみ絶板にまでいたったことの説明は別に求められるべきであろう。その一つとして開板者・前川六左衛門が問題の多い人物であったことをみておきたい。当事者間の関係のありようが示談交渉などに微妙な影響を与えるであろうことは、前節でみたとおりだからである。前川六左衛門について、今田洋三「江戸の出版資本」は次のようにいう。

寛延期抗争の発端になった問題の類板書『楚辞王逸註』を

（一七五〇）年三月の惣寄合で類板差構禁止の申合せを廃止するよう主張し、さらに類板公認を求めて江戸町奉行に願い出たのである。結局、他の江戸二組に上方の本屋仲間が加勢したため実現はしなかった。しかし、南組の「危険思想」は続いていた。そのことは当の『早字二重鑑』の絶板を報告する文書から知られるのである。

行事共義通町組・中通組申合ハ、重板は勿論類書板行等都而元板江障候義不致、南組ハ重板ハ不致、類書板行は差構無御座候旨申上候
（差定帳一番）

早引節用集の板元のような上方の本屋を相手にする場合、こうした方針を持つこと自体、示談交渉に微妙な影を落とすことは十分に考えられるのである。

一方では、前川六左衛門と柏原屋与市には、個人的な親交があったらしい。

六左衛門義は与市と心安、去年（＝宝暦二年）四月与市方へ参り逗留いたし候得共、早字二重鑑板行之儀与市へハ不申聞、同年六月御当地江罷下り、早字二重鑑開板いたし度旨御当地三組行事共改を請開板仕（略）今般六左衛門方ニ而開板仕候真草両様之二重鑑ハ、与市方之早引節用集ニ似寄候所一応之懸ケ合も不仕開板いたし候段、南組は勿論三組行事共

(差定帳一番)

ただし、この場合「心安」くつきであったからこそ、六左衛門が大坂逗留時になにも語らず、無断で『早字二重鑑』を開板したことが、柏原屋を逆なでした結果となったことも考慮されてよい。

また、一方では、前川六左衛門の方にも感情的なこだわりがあったのではないだろうか。現代の目からみて、『早字二重鑑』は、内容・引様とも早引節用集に抵触するとは考えにくいものだった。その上、『早字二重鑑』の開板は、「南組は勿論三組行事共并六左衛門申分難立」からも明らかなように、江戸本屋仲間の総意ともいえる。もちろん「三組行事」には、類板を容認しない方針の通町組・中通組をふくんでいる。その中には早引節用集の江戸取次ぎであり、のちに重板紛議で活躍する西村源六もいた。いわば、これら具眼の書肆から版權を侵さぬものと認められたのが『早字二重鑑』であった。六左衛門には、正当な出版であるとの自信もあったのではないか。だとすれば、柏原屋の言い分は「類板呼はり」と聞こえたであろう。いきおい、示談交渉でも無実を強硬に主張したことが推測される。訴状の「是迄度々通達仕候へ共、右六左衛門我儘申不埒ニ付」は常套句ではあるものの、その内容は

三 絶板の効用

以上、類板紛議が、節用集の内容と直接には関わらないところで左右されがちであることをみた。そして、このことは、紛議結果の捉え方にもおおよぶようである。これまでの検討とはやや趣が異なるが、『早字二重鑑』絶板一件の後日譚として瞥見することとした。

天明以降の早引節用集の巻末広告に、「『早字二重鑑』『五音引節用集』などの名が見える。前者は語頭と語末の仮名のイロハ二重検索で、後者は語末を五十音引きとした仮名二重検索である。これらについても『大坂本屋仲間記録』によれば、天明元(一七八一)年以前に開板されたものであること、早引節用集の板元は類板書とすることに成功したことなどが知られる。その際、類板と指定したのは『早字二重鑑』の絶板一件が効果的に利用されたためと推測される。より確実な例としては、さきの『長半仮名引』が挙げられる。大坂方が示談とするよう京都方を説得する際、『早字二重鑑』の例を引いている。公訴しても分がないことを悟らせるため引き合いにだし、示談の利を説いたのである。

元来右掛合之義は、京都江深切ヲ存候故、先日已来数日滞留致、当地御取斗ヲ相考候処、一向不筋之義斗被申候。此時

右のように推測されよう。が、それは柏原屋の態度を硬化させることになるのである。

さらに、柏原屋が、『早字二重鑑』の処分として、「示談を望んでいなかったらしいことも関係しよう。これは、『国字節用集』のにおりにみせた彼の挙動から推測されるものである。前述の木村市郎兵衛への報告は個人的なものだったらしい。彼の報告によって京都行事から大坂行司に問い合わせがある。その返事には「成程仰之通国字節用与中外題ニ而写本出申」とあって、大坂本屋仲間が柏原屋の行為を閑知していないことが明らかだからである。とすれば、柏原屋は、早くから『新增節用無量蔵』の引様を知っており、イロハ二重検索がそれに抵触するという独自の定見をもっていたと考えられるのである。したがって、みずからもイロハ二重検索の権益を欲することもなく、この一件の示談についても『長半仮名引』の場合ほどには、執着がなかったのではないかと考えられるのである。

『早字二重鑑』の場合、右のような諸状況が示談交渉を困難なものとし、絶板にまで追いこんだ要因として推測される。これは、示談交渉のゆくえが、『長半仮名引』でみたような当事者間の関係のありようや関係書肆の思惑が支配することを思えば、さほどのはずれたものではないと思われる。

二重鑑・万代節用杯先例申立、大ニ論談ニ及候 (仮記録)

また、重板紛議の場合にも引き合いにだされた。本稿のはじめにひいた『増訂早引節用集』にかかわるものである。ただし、これは絶板という処分の先例をしめすことに重きがあり、類板書における絶板という点が重要ではないようである。

- 一 早字二重鑑 大紙二ツ切 真字片仮名付
- 一 同草字 半紙二ツ切 平仮名付

右、宝暦十二年出来ニ付、江戸表江籠越御公訴奉申上、段々御吟味之上、同十三末年十一月御裁許、両板絶板被為仰付候御事 (差定帳四番)

さらに、『早字二重鑑』の一件自体を「重板」として扱うこともあった。安永三(一七七四)年、仙台の柳川庄兵衛が重板書『近道指南節用集』を開板した。その報をうけた早引節用集の板元は、処分方を仙台藩留守居役へ願ひ出た。その書状には次の一節がみえる。

右早引節用集、先年江戸日本橋前川六左衛門与申者、早字二重鑑と外題を直し重板仕候ニ付(略)宝暦十三年末十一月十一日、御評定所江御取上ケ絶板被仰付候 (差定帳一番)

天保一三(一八四二)年、大坂町奉行所から、公儀によって売買差し止め・絶板となった本を書きあげるよう求められたおりに

は、つぎのように重板として扱われている。

一 早字二重鑑 重板人 戸本屋六左衛門

右者、当地本屋之内柏原屋与市所持板行、早引節用集与申書
江戸表二而重板仕売弘候ニ付 (差定帳五番)

このように早引節用集の板元は『早字二重鑑』の絶板一件を有効に利用していったと言えよう。このような利用のさまたち逆に推測すれば、『早字二重鑑』の絶板一件が見せしめだったのではないかとすら疑わされる。もちろん、これは憶測の域を出ないもので、『早字二重鑑』紛議当初からの計画であったかどうかは知るすべのないことであるが。

おわりに

以上にとりあげた二つの類板紛議をみると、実際の類板事実とその結果との齟齬がきわだってくる。絶板書といっても内容が類似するわけではなく、示談ですんだからといって剽窃がなかったとは言いがたい。また、紛議を有利にはこぶためか、類板の一件を重板と位置づけなおすことまで行なわれた。このようなことから、近世の節用集には、内容如何にかかわらず、出版機構との兼ね合いにより、その存在が危うくもなり存続したりもする、は

かない側面のあることが知られる。近世の節用集は出版事情と深くむすびついているといわれるが、本稿でみたのは負の関係性であり、おそらくはその最たるものの一つなのであろう。蒔田は「類板呼はり」を「板株制に伴った弊害と云ふの外はない」と断じるものの、節用集については該例を特定していないようである。が、本稿の事例はまさにそれにあたろう。またそのことから、本稿は、蒔田の言を、具体例をもって少しばかり敷衍したものということになる。

注

- 1 文化六年板『増訂早引節用集』(架蔵)。たしかに、役人の言葉のようにとどこどころ語の変更が認められるが、おおよそ『増訂早引節用集』(文化元年板)などを下敷きに「たものと思われ。拙稿「早引節用集の系統について—A類諸本間における—」(『日本近代語研究』2) 及び書房 一九九三(刊行予定)」参照。なお、以下の「大坂本屋仲間記録」による引用には、各文書の題名だけを示した。
- 2 類板が差構かで判断が揺れた例としては、のちにみる「長半板名引節用集」の紛議が挙げられる。
- 3 洒落本や随筆などの著作がある。また、本書や『万家字引大全』(文化三(一八〇六)年板)の凡例にみえる言語観にも興味がひかれる。

『字引大全』については早く山田忠雄『版用集分類目録』(昭和三六)に指摘がある。なお、高梨信博『近世節用集の序・跋・凡例』(三)

〔国語学 研究と資料〕一一 一九八九)も参照。また、田宮の作品に「重箱読み」の初出に近い例が認められるのも注意をひく。新野直哉「重箱読み・湯桶読み」(『漢字講座3漢字と日本語』明治書院 一九八七)参照。

- 4 拙稿「近世後期節用集における引様の多様化について」(『国語学』一六〇 一九九〇)、同「早引節用集の流布について」(『国語学』研究 一一 和泉書院 一九九〇)では、早引節用集に対する他書肆の種々の思惑が早くから認められることを証した。これを、早引節用集への関心の深さと捉えてのことである。
- 5 ただし、類板紛議において内容(収載語の異同)だけを正面からとりあげた例はないようである。いま、類板の悪質さを強調するためにみておく。

6 蒔田が「京都江戸の刊行物を大阪に販売するために要する添章(発売許可の証明書—佐藤注)について、大坂本屋中に廻り書をせず添章の下付を要する時には、次の如き保証状を差入れた」とすることから推したものである。

7 内容証明のような役割をもつもの。訴状の最奥に行司が署名捺印した。また、公訴が本屋仲間の総意であることを表明する役割があったものと思われる。

8 蒔田によれば「これは主として類板其他の紛議解決の結果生まれたもの

ので、即ち権利を其の板木が磨滅するまでの一代限りとし、再板は勿論増補訂正をも許さなかつたものである」という。

9 ただし、「裁配帳」には五分の証文の控えがある。大坂方が条件を提示した際に「尤今一ふ通望之義も御座候得者、替本以遣し可申旨入」とあるように、一分にあたる別の板株を含めての数字かもしれない。

10 ただし、播磨屋は完全には調印せず、その後も調印に応じなかった。で、最終的な収拾は翌文化二年二月にもちこされた。また、播磨屋は本屋仲間除名処分となるが、親類・扇屋徳兵衛を介して詫言をいれ、ことなきをえたようである(出勤帳二番・裁配帳二番)。

11 拙稿「近世後期節用集における引様の多様化について」(前掲)。

12 宝暦板本の現存は確認されていない。いま、東北大学狩野文庫蔵天明三年写本によった。内容の記述もこれによる。なお、本誌前号の拙稿も参照されたい。

13 拙稿「近世後期節用集における引様の多様化について」(前掲)。

14 ただし、「言海」「本書編纂ノ大意」にみるように西洋の辞書からの触発だったと思われる。が、イロハ二重検査の評価に影響はないとおも。むしろ、直接の影響関係がないからこそ、『早字二重鑑』の先進性が証明されともいえる。なお、節用集以前にイロハ二重検査をとったものとして鈴木博「蘭例節用集」(臨川書店 一九六八)が挙げられたように、『名語記』『仙源抄』『類字仮名遣』『鸚鵡抄』などがある。

15 このように決めてかかるのは尚早かもしれない。が、のちにみるように、ほとんど類板の事実を認めたい「早字二重鑑」「安見節用集」を

公訴することを考えれば、このような捉え方も可能だと思われる。

- 16 以上は、木村が、所属する京都仲間行事に、『国字節用集』の引様が『新增節用無量蔵』に抵触する旨を大坂本屋行司につたえるよう要請した書状による（備忘録）。

- 17 『江戸町人の研究』第三卷（吉川弘文館 一九七四）所収。

- 18 以上、主として今田前掲論文によった。

- 19 なお、示談の成立した『安見節用集』も開板できなかった。その事情については、拙稿「近世後期節用集における引様の多様化について」（前掲）を参照されたい。

岐阜大学 国語国文学 第二十一号

一九九三年二月発行

編集 岐阜市柳戸一番一
発行 岐阜大学教育学部
国語国文学研究室

印刷 昭和ふりと

岐阜市岩崎一〇二二三
☎九四一八七八一